お知らせ

密集市街地サポート助成として実施してきました
「建替え不燃化支援」「除却促進支援」「防災広場整備支援」につきましては、平成３０年３月３０日（金）で申請受付を終了します。

終了理由

「建替え不燃化支援」

　密集市街地における文化住宅等の建て替えにあたり、建て替え後の住宅を「燃えにくい建物」とされている耐火・準耐火構造へ誘導することにより、地区の防災性向上に寄与することから建物所有者に工事費の一部を助成する制度として本年度実施してきました。しかし、密集市街地を抱える府内各市では、「防災街区整備地区計画」による規制を導入あるいは検討されており、小規模な建物でも建替え時には不燃化が図られることから、「建替え不燃化支援」は終了することとしました。

「除却促進支援」「防災広場整備支援」

密集市街地における老朽建物の除却を促進し、除却跡地を防災広場として整備することにより、平常時の防災訓練や地域のコミュニティの場として活用できることから地権者やまちづくり協議会等に助成する制度として平成 27 年度から実施してきました。来年度から広場・緑地整備に対する新たな支援制度を検討しており、現在実施している「除却促進支援」「防災広場整備支援」は終了することとしました。